

2025 年 7 月 18 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

利子補給事業における指定金融機関への採択について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、下記の通り環境省が実施する「令和 7 年度バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業」および経済産業省が実施する「令和 7 年度省エネルギー設備投資利子補給金」事業において、指定金融機関として採択されましたのでお知らせします。

当行では下記ご融資を通じて、事業者さまの環境配慮に向けた取組みを支援するとともに、地域経済の活性化に努めてまいります。

記

1. 事業の内容

事業名	令和 7 年度バリューチェーン 脱炭素促進利子補給事業	令和 7 年度省エネルギー 設備投資利子補給金
事業内容	下記対象要件に該当する融資の利息について、一部が補給されます。	
対象要件	脱炭素に資する設備投資に対する 融資 ※事業者さまが自らの二酸化炭素排出 量を算定していること	エネルギー消費効率が高い省エネ ルギーを新設又は増設するなど省 エネ取組みに係る融資
利子補給率	最大 1.0%	最大 1.0%
利子補給期間	最大 3 年間	最大 10 年間
利子補給金支払	年 2 回	年 2 回
所管省庁	環境省	経済産業省
補助事業者 (執行団体)	一般社団法人 環境パートナーシップ会議	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

2. ご不明点について

本件に係るご不明点等については、営業店担当者または下記問合せ先までご照会ください。

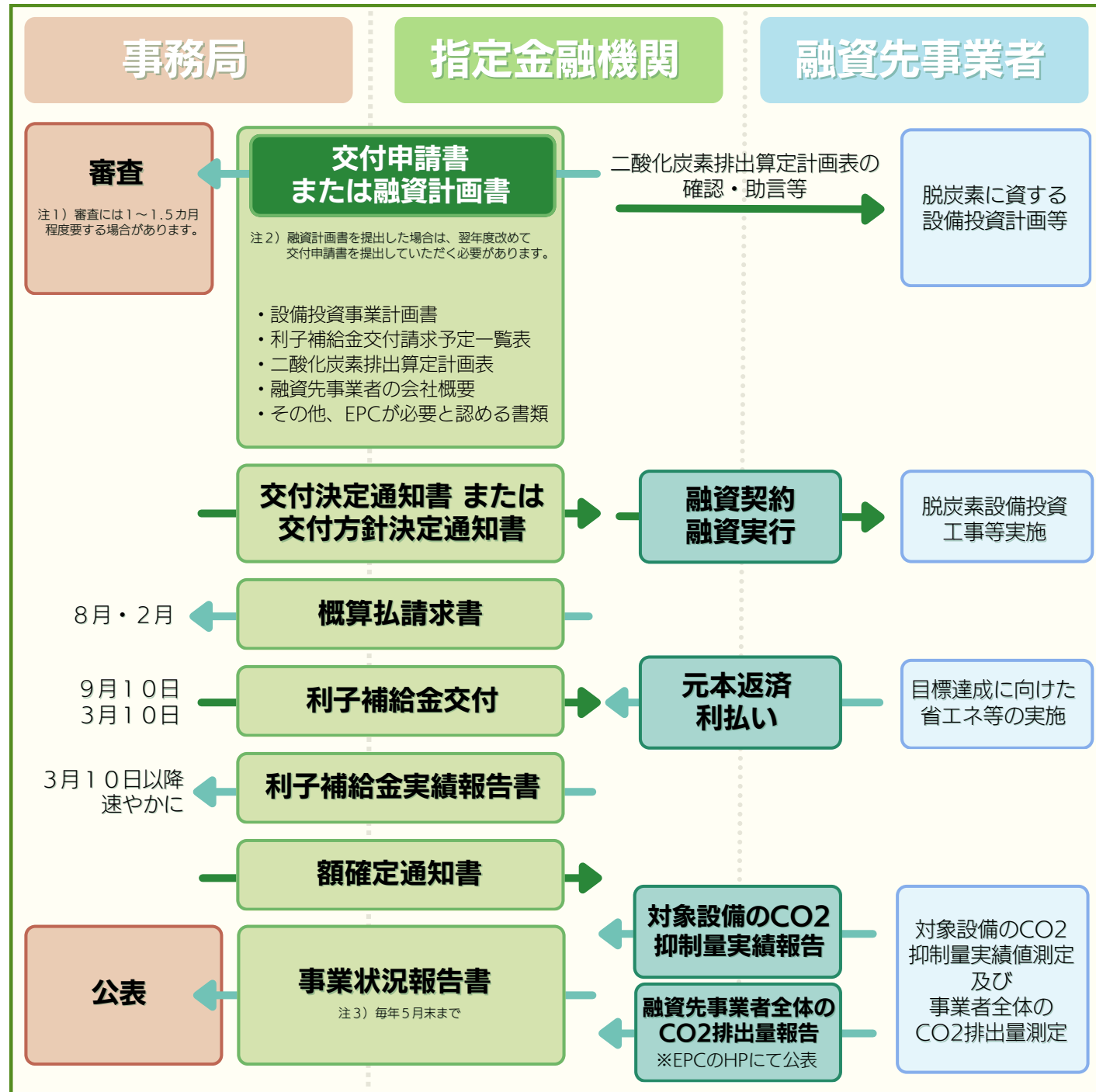
以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
地元企業応援部法人営業課
鈴木
TEL : 022-225-8310

交付申請フロー



令和7年度版

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

環境省利子補給事業



脱炭素に資する設備投資に対する融資の利息の最大1.0%を補給します。

利子補給率 ※1

最大 **1.0%**

利子補給期間 ※2

最大 **3年間**

利子補給金支払 ※3

年 **2回**

1案件当りの
交付対象融資額 ※4

最大 **10億円**

※1 貸付利率1.1%以上→利子補給率=1.0%。貸付利率1.1%未満→利子補給率=貸付利率-0.1%。
なお、貸付利率が0.1%以下の場合は、利子補給の対象にはなりません。

※2 融資の償還期限が先に到来する場合にあっては、該当期限まで。

※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。

※4 シンジケートローンについては、別途上限あり。

(注) 申請にあたっては、公募要領と交付規程を必ずご確認ください。

また、交付の対象となる融資の要件は、交付決定もしくは交付方針決定初年度の交付規程によるものとなります。

ご不明な点は、お取引金融機関にお問い合わせください。



利子補給金の申請に必要な書類

- ▶ 交付申請書、または融資計画書
- ▶ 設備投資事業計画書
- ▶ 利子補給金交付請求予定一覧表
- ▶ 二酸化炭素排出算定計画表
及び 根拠資料
- ▶ 工事費見積書、及び 工事費試算表
- ▶ その他EPCが必要と認める書類
- ▶ 融資先事業者の会社概要

その他、バリューチェーン脱炭素型の指定金融機関が申請する場合は、バリューチェーンに関する疎明資料及び削減計画が必要になります。

なお、利子補給期間中は毎年5月末に事業状況報告書を提出する必要があります。



交付決定後の注意事項

以下の変更を行う場合は、あらかじめEPCに融資条件等変更承認申請書を提出する必要があります。

- ▶ 償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等が変更になった場合
- ▶ 資金使途が変更になった場合



※なお、初回の交付決定利子補給金総額が上限となり、それを上回る変更は認められません。変更後の利子補給金総額が変更前の利子補給金総額を上回る場合は、利子補給交付の最終回にて差分を差し引いてください。

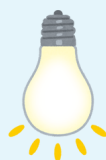
※※金融機関の合併又は統合など、金融機関の体制が当初の応募内容から変更される場合は、EPCへ事前に相談の上、本公募要領に定めた様式3、様式4-1又は様式4-2に記載し、変更事項に関するエビデンスを添付の上、申請をして下さい。



対象となる取組事例の紹介

事例1

利子補給金を活用した融資により、蛍光灯照明をLED照明へ交換工事を行うことにより二酸化炭素排出抑制につながった。



事例2

利子補給金を活用した融資により、工場の空調設備を省エネタイプの設備に入れ替えることにより、空調設備の消費電力を削減し、電気代と二酸化炭素排出量抑制につながった。

事例3

利子補給金を活用した融資により、太陽光発電設備を設置し、太陽光発電を活用したことにより、電気代の大幅な削減と二酸化炭素排出抑制を実現した。



Q&A

よくある質問と回答



どのような融資が利子補給の対象となりますか



交付規程第4条の要件を満たす省エネ・再エネ設備融資が対象になります。

具体例としては、

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器への更新（製造設備、LED照明、空調設備等）
- ・事務所の省エネ改修（断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等）
- ・再生可能エネルギーを蓄電するための蓄電池等が考えられます。



車両を購入するための融資の場合、どのような車両が利子補給の対象となりますか。



次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車）及び低排出ガス認定自動車等の車両本体が対象となります。（燃費基準達成車のみの場合は、対象となりません。）

ご申請前に、申請いただく車両の型式から上記のいずれに該当する車両かを車両メーカーなどへお問い合わせください。また、申請書にはメーカーなどに確認した内容を添付して申請をお願いいたします。

なお、車両の場合の利子補給対象範囲は、原則車両本体価格のみとなり、オプション費用や税金や保険等の付帯費用は対象外となります。



交付申請書と融資計画書はどのような場合に提出するのですか



2月10日までに融資実行日が設定された案件の場合は交付申請書を提出してください。

2月11日以降次年度6月30日までに融資実行予定の案件の場合は、融資計画書を提出してください。融資計画書を提出することにより、次年度の交付申請に対して利子補給を予定しますが、次年度の予算が確保されることが前提であり、利子補給を確約するものではありません。



手許資金やつなぎ融資で支払いをした費用は、利子補給の対象になりますか。



交付申請書提出日以降の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用で、金銭消費貸借契約に1本化される場合は、対象になります。その場合、利子補給の計算の起算日は1本化された金銭消費貸借契約の融資実行日になります。したがって、交付申請書提出日より前の手許資金やつなぎ融資で支払をした費用は、利子補給の対象にはなりません。

なお、手許資金やつなぎ融資の使途が利子補給対象融資の設備のために支払われる必要があります。



省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組に係る 融資利息の一部を補給します！

融資計画書の 受付期間

2次公募 2025年6月27日(金)～8月8日(金)
3次公募 2025年8月15日(金)～9月26日(金)
4次公募 2025年10月3日(金)～11月10日(月)

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了します。

利子補給率

最大 **1%** ※

利子補給期間

最大 **10年間**

利子補給金支払

年2回

※利子補給率＝貸付利率1.1%以上：**1.0%**

貸付利率1.1%未満：**貸付利率－0.1%**

(例) 貸付利率0.8%の場合：利子補給率0.7%

活用例

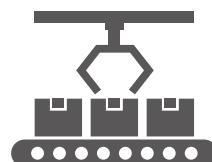


旋盤の新設

利子補給額 **2,500千円** ※

(融資条件)

融資額：50,000千円、融資期間：10年、融資利率：1.5%



生産ラインの増設

利子補給額 **3,600千円** ※

(融資条件)

融資額：120,000千円、融資期間：6年、融資利率：1.3%

※金額は目安値です

利子補給金の申請の流れ

融資契約締結前

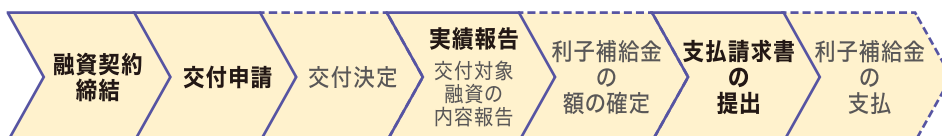
事業者と指定金融機関の共同提出



事業者の手続きは
ここまでです

融資契約締結以降 (実線部分は申請者側の作業内容です)

指定金融機関による申請



※融資計画書の提出及び交付申請にあたっては必ず交付規程と公募要領をご確認ください。

※融資計画の内容が本事業の要件を満たしている案件に対し、予算の範囲内で交付方針の決定を通知します。



利子補給事業 対象要件

以下の要件(ア)～(ウ)のうち、いずれかを満たすことが条件になります。

要件「ア」

エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、 又は増設する事業

トップランナー基準を満たす 設備の導入

例) 新規商業施設に空調設備を新設する事業



省エネ
要因

トップランナー基準値を満たすため。

一代前モデルと比較しエネルギー 消費効率が改善されている設備の導入

例) 工場にCNC旋盤を1台増設する事業



省エネ
要因

非加工時の動力遮断機能を搭載したことで、
消費電力が削減されたため。

要件「イ」

省エネルギー設備を新設、又は増設し、工場・事業場 全体におけるエネルギー消費原単位※が1%以上改善される事業

例) 需要の高まりにより、製造ラインを増設する事業



※申請をご検討の際は事前にSIIまでお問い合わせください

※エネルギー消費原単位：生産物1単位当たりにかかる消費エネルギー量を示す指標

エネルギー消費原単位 = $\frac{\text{エネルギー使用量}}{\text{生産数量等}}$

要件「ウ」

データセンターのクラウドサービス活用や EMS導入等による省エネルギー取組に関する事業

データセンターの クラウドサービス活用

例) 自社保有のデータサーバーから
クラウドサービス活用へ移行する事業



省エネ
要因

クラウド移行により自社の消費電力を削減。
移行後、基準PUE値※を下回するため。

EMS※導入等による省エネ取組

例) 商業施設にEMSを導入し、館内の空調制御による
省エネ取組を行う事業



省エネ
要因

使用エネルギー量を「見える化」し、空調運転の
効率化を図ることで消費電力を削減。

※PUE値：データセンターにおける電力使用効率を示す指標

※EMS：エネルギー・マネジメント・システムの略称

指定金融機関について

指定金融機関のお問い合わせ窓口は、
SIIのホームページをご参照ください。

<https://sii.or.jp/rishihokyu07/financial-list.html>



お問い合わせについて

TEL 03-5565-4460

(受付時間) 10:00～12:00、13:00～17:00 ※土日祝日を除く

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶

